

令和5年7月27日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会



付議事項 (1件)

議第39号 草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めること  
について

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

議第39号

草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めること  
について

上記の議案を提出する。

令和5年7月27日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市立学校いじめ問題調査委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、草津市立学校いじめ問題調査委員会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	委嘱する者	備 考
福祉の分野において専門的知識を有する者	藤田 祐介	滋賀県社会福祉士会

任期： 令和5年8月1日から令和9年5月31日まで

○草津市附属機関設置条例【抜粋】

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担当事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係)

草津市立学校いじめ問題調査委員会	草津市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための施策の推進およびいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態についての調査に関する事務	5人以内
------------------	--	------

○草津市教育委員会附属機関運営規則【抜粋】

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1 (第2条・第9条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市立学校いじめ問題調査委員会	(1) 司法の分野において専門的知識を有する者 (2) 心理の分野において専門的知識を有する者 (3) 福祉の分野において専門的知識を有する者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局児童生徒支援課

別表第2 (第3条第2項関係)

草津市立学校いじめ問題調査委員会	4年
------------------	----

1991年10月20日  
[Title]

[Text]

[Text]

[Text]

[Text]

[Text]

[Text]

[Text]